

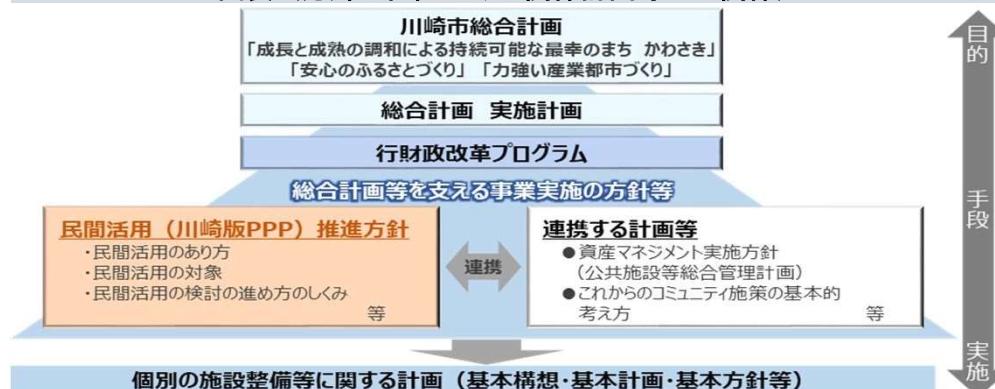
# 民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく取組状況の概要と主な改訂点

## 1 方針の位置づけと目的

民間活用（川崎版PPP）推進方針（以下「方針」という。）は、図表のとおり、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする**行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方**を示すもの。

市民サービスの提供等における本市がめざす民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、**効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定（令和2年3月）。**

図表（方針の位置づけと関係計画等との関係）



## 2 方針の概要（主な項目）

### (1) 方針策定の趣旨等

### (2) 本市が目指す民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方

### (3) 優先的検討に関する基本的な方針（PPP/PFI手法を従来型手法に優先して検討等）

国の示す「優先的検討指針」を踏まえ、府内の意思決定を経る実効性のある手続きを行うため、「施設整備・管理運営事業（ハード事業）」（以下「ハード事業」）及び「公有財産利活用事業（敷地面積100m<sup>2</sup>以上）」について、原則すべて優先的検討の対象とする「優先的検討プロセスによる検討」を規定

### (4) 地域経済活性化に向けた基本的な方針（市内事業者の積極的な活用等）

民間活用事業の実施にあたり、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とした、地域経済活性化に向けた主な取組を規定

### (5) 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方にに関する基本的な方針

民間独自の創意工夫やノウハウ及びアイデアによる事業の発案をより一層促し、様々な民間活用の適用につなげるための民間提案制度を規定。サウンディング調査及びプラットフォームを活用した対話のプロセスを規定

### (6) 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針

サービスの質、安全性（継続性）の確保や、次期事業等に向けた必要な見直しを行うため、モニタリング等の実施について規定

### (7) 取組の全体像

## 3 方針改訂の背景

方針については、関連する法制度や市民ニーズの変化、民間の技術開発動向など、社会経済環境の変化に柔軟に対応していく必要があることから、**原則として5年毎に方針の見直しを実施することが位置付けられており**、令和2年3月の**方針策定から今年度末で5年を経過**することから、見直しを実施したもの。

## 4 方針に基づく取組状況と主な改訂点

方針に基づいて**実施された取組**について、**取組分類毎に整理を行った上で評価し、課題解決や改善、強化等が必要な点の改訂**を行った。

※評価は令和6年12月末時点における進捗状況で実施

図表（優先的検討の取り扱い）

事業分野	優先的検討の取り扱い（対象／対象外）
施設整備・管理運営事業（ハード事業）	原則すべて、優先的検討の対象 ※道路、河川、橋りょう、港湾整備等、一般的な建築物の整備とは異なる手続・検討が必要な事業や、簡単な維持補修や営修繕、施設の部分的な改修や増築等、施設整備計画等の策定を伴わない簡易な事業は個別検討事業。
公有財産利活用事業（100 m <sup>2</sup> 以上）	原則すべて、優先的検討の対象 ※100m <sup>2</sup> 未満の未利用の公有財産及び供用中の公有財産は個別検討事業
公有財産利活用事業（100 m <sup>2</sup> 未満）	優先的検討対象外（個別検討事業）
ソフト事業／内部管理事務	優先的検討対象外（個別検討事業）

※優先的検討の対象となる事業については、PPP/PFI手法の導入が適切かどうかを従来手法に優先して検討するプロセスを経る必要がある。

## (1) 個別の事業推進に関する取組

### ア 優先的検討プロセスによる検討が行われた事業【ハード事業】

#### (ア) 整備及び管理運営を伴う事業

- a 事業化数 … 6事業（富士見公園再編整備事業など）
- b 地域経済活性化…市内事業者活用等に加点評価（市内企業: 9 / 21事業者）

#### (イ) 指定管理者制度（新規）適用事業（(ア)として検討されたものは除く）

- a 事業化数 … 4事業（王禅寺四ツ田緑地、中原市民館など）
- b 地域経済活性化…市内事業者活用等に加点評価（市内企業: 1 / 9事業者）

#### (ウ) 民間活力を導入せず従来手法とした事業

- a 検討事業数… 5事業（幸市民館・図書館、保育・子育て総合支援センター（高津、多摩）など）
- b 検討結果 …民間との対話の結果、民間活力導入メリットが確認できなかった等

→ 方針に基づき適切に推進され、効果が発現している。

取組良好  
(方針内容維持)

### イ 優先的検討プロセスによる検討が行われた事業 【公有財産利活用事業(100m以上)】

#### (ア) 事業提案を伴う貸付又は売却と整理した事業（民間活用事業）

- a 事業化数 … 2事業（川崎駅西口大宮町地区施設整備活用事業など）
- b 地域経済活性化…市内事業者活用等に加点評価（市内企業: 1 / 6事業者）

#### (イ) 事業提案を伴わない貸付又は売却の方向で検討を進めると整理した事業

- a 事業数 … 6事業（さく井跡地など）
- b 検討結果…民間との対話の結果、提案を伴う活用が困難だった等

#### (ウ) 検討中の事業（民間との対話まで実施したもの）

- a 検討事業件数…12事業（下水道管理公舎など）

→ 方針に基づき適切に推進したものの、効果が限定的。

改善が必要

改訂

課題

「事業提案を伴わない貸付又は売却の方向で検討を進めると整理した事業」が多く、「検討中の事業」においても提案を伴う活用が難しいという趣旨の事業者意見が多い。

改善

本編26、27、30ページ

- ① 優先的検討の対象財産を一定程度限定（用途地域が住居系のものを除外）し、効率的な検討を推進。
- ② 優先的検討の対象外であっても、ポテンシャルが確認できた場合は優先的検討に準じて取り扱う。
- ③ 公有財産利活用検討リストを新たに作成し、優先的検討に関わらず、検討の初期から未利用財産を一括掲載するとともに、民間事業者への情報発信を通じてポテンシャルを確認。

## ウ 優先的検討プロセスに準じた検討が行われた個別検討事業

- a 事業化等数 … 8事業（Park-PFI事業、包括的民間委託事業、河川空間のオープン化など）
- b 地域経済活性化…ハード事業については、市内事業者活用等に加点評価（市内企業: 7 / 17事業者）

→ 方針に基づき適切に推進され、効果が発現している。

取組良好  
(方針内容維持)

### 市内事業者の参画状況（整備及び管理運営を伴う事業）

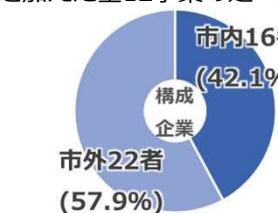
#### ① 方針策定前 (実施済 7事業の延べ数)



#### ② 方針策定後 (優先的検討とした4事業の延べ数)



#### ③ 方針策定後 (②に個別検討した8事業を加えた全12事業の延べ数)

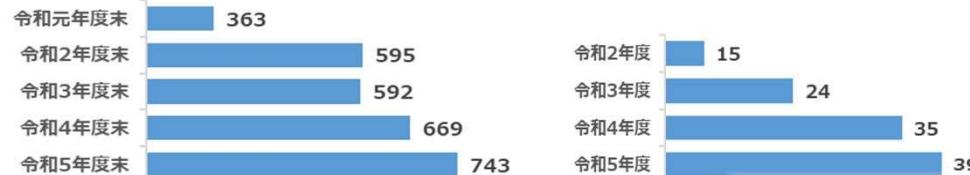


## (2) 個別の事業推進を支える取組

### ア PPPプラットフォームに関する取組のうち、民間事業者等の理解促進やノウハウの習得に関するここと（セミナー・勉強会）

種別	申込者数等	実施日	アンケート良以上の割合
勉強会	42人	令和3年3月24日	84.8%
勉強会	51人	令和3年11月29日	97.2%
セミナー	178人	令和4年3月25日	92.0%
勉強会	35人	令和4年12月9日	95.8%
セミナー	129人	令和5年3月27日	97.8%
勉強会	61人	令和6年1月22日	96.5%
セミナー	115人	令和6年3月19日	96.0%

### 民間活用メールニュース登録者数の推移



### メールニュース発行数の推移

→ 方針に基づき適切に推進され、効果が発現している。

取組良好  
(方針内容強化)

改訂

本編34ページ

勉強会は、市内事業者の知識・ノウハウの習得状況や個別のニーズに応じた題材をテーマにするなど、より細やかな支援を行う。

**イ 民間との対話に関する取組** ※令和6年12月末時点における進捗状況

**(ア) サウンディング調査**

実施年度	案件数	参加者数計
令和2	8件（黒川地区小学校に係る次期事業スキームなど）	54事業者
令和3	5件（市域の再生可能エネルギー利用拡大に向けた廃棄物発電の更なる有効活用など）	54事業者
令和4	6件（川崎市立学校空調設備更新整備等事業など）	45事業者
令和5	5件（大師地区複合施設・田島地区複合施設整備等事業など）	28事業者
令和6	4件（新たなミュージアムの整備など）	32事業者

**(1) 意見交換会（PPPプラットフォーム）**

実施年度	案件数	参加者数計
令和2	11件（堤根余熱利用市民施設整備の検討など）	106事業者
令和3	9件（AIを活用した救急隊配備についての実証実験など）	95事業者
令和4	12件（橋公園における日西部公園事務所を有効活用した民間活力導入など）	88事業者
令和5	12件（かわさきTEKTEK（健康ポイント事業）など）	91事業者
令和6	12件（「持続可能な自然教室の実施手法」の検討など）	88事業者

➡ 方針に基づき適切に推進され、効果が発現している。

取組良好  
(方針内容維持)

**(3) 民間提案に関する取組**

**ア PFI法に基づく民間提案**

**イ 自由発案方式（フリー型）**

テーマを問わず、民間からの自由な民間活用事業の提案やアイデア等を受け付ける

**ウ 提案募集方式（テーマ型）**

事業所管課がテーマを提示し、そのテーマに対する民間活用事業の提案やアイデア等を受け付ける

方式	成立案件数・テーマ設定数(PFI法は提案数)	状況等
PFI法	1件（等々力緑地再整備・運営等事業に係る民間提案）	提案を踏まえてPFI実施
フリー型	6件（Free pad dispenser OiTの導入に係る提案など）	毎年度15件程度の相談
テーマ型	15件（学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験など）	61事業者採用

➡ 方針に基づき適切に推進され、効果が発現している。

取組良好  
(方針内容維持)

**(4) モニタリング・評価（総括評価、中間評価）に関する取組**

**ア モニタリング**

一部では、資料の記載の不備や手続き漏れ、重大事象が発生するとともに、一部の専門性の高い施設の運営事業では、専門職との連携が十分ではない事例があった。

➡ 方針に基づき適切に推進したもの、課題解決に向けて取組の強化が必要。

改善が必要

本編55ページ

改訂

事務ミスや重大事象等の防止、専門性の高い分野の事業に対するモニタリング体制の強化に向けた専門職との連携強化や人材育成を実施する。

**イ 評価（総括評価、中間評価）** ※令和6年12月末時点における進捗状況

**(ア) 総括評価実施事業** ※民間活力導入の効果検証と課題把握、次期事業の方向性の決定

3事業（多摩スポーツセンター建設等事業など）の評価を実施し、次期方向性を決定（指定管理者制度継続1件、PFIによる更新1件、包括的管理委託1件）

**(イ) 総括評価実施事業（施設整備を伴わない指定管理者制度適用事業）**

延べ208施設の評価を実施し、次期方向性を決定（制度継続197施設、休止3施設、終了2施設、民営化6施設）

**(ウ) 中間評価実施事業** ※期間が概ね10年以上の事業は5年程度毎に中間評価を実施

6事業（川崎市南部学校給食センター整備等事業など）の民間活用導入に係る中間的検証を実施

➡ 方針に基づき適切に推進されているが、中間評価について、実施内容の明確化や再整理が必要。

明確化が必要

改訂

課題

① ハード事業の施設整備と管理運営を一括発注する事業については、中間評価期間の始点が明確になっていない。

② 公有財産利活用事業については、手法が貸付又は売却による民間の事業となることから、市が関与できる範囲が限定的であり、5年程度に1回の中間評価が過多となっている恐れがある。

改善 本編59ページ

① 管理運営の開始を始点と明示する（運営状況の検証を行うことで一括発注効果の検証が可能であるため）。

② 頻度を5年～10年程度に1回とする。

## 5 方針策定後の社会状況等

令和2年3月の方針策定以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたデジタル化の加速、能登半島地震を契機とした防災意識の高まり、原材料等などの上昇による物価高騰など、本市のみならず国内を取り巻く社会状況等が大きく変化している。

基本的には、1ページ目「方針の位置づけと関係計画等との関係」のとおり、連携する計画等において、各分野の施策を踏まえて対応しているため、方針としての位置付けは問題ないが、原材料費などの上昇による物価高騰については、民間活用の領域において特に影響が強く表れている。

→ 方針に基づき適切に推進されているが、社会状況等を踏まえたリスク分担の考え方方は一定の整理が必要。

明確化が必要

改訂

本編18ページ

国の考え方「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（内閣府・令和6年6月3日改正）」の内容も踏まえながら、リスクの考え方について物価高騰に関する補足を行う。

## 民間活用（川崎版PPP）推進方針 修正一覧

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1 方針策定の趣旨等</li> <li>&gt; (1.1) 民間活用（川崎版PPP）推進方針策定の目的・意義</li> <li>&gt; イ 本方針の位置づけ</li> <li>&gt; 図表 1 本方針の位置づけと関係計画等との関係</li> </ul>	<p>※図表1内「連携する計画等」</p> <p>「資産マネジメント第2期取組期間の実施方針」</p>	<p>※図表1内「連携する計画等」</p> <p>「資産マネジメント実施方針」</p>	軽微な修正
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1 方針策定の趣旨等</li> <li>&gt; (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用</li> <li>&gt; ア これまでの本市の民間活用の考え方</li> <li>&gt; 図表 2 本市の民間活用の考え方の変遷</li> </ul>	<p>■ 川崎市行財政革第2期プログラム（平成30年度～平成33年度）</p>	<p>■ 川崎市行財政革第2期プログラム（平成30年度～令和3年度）</p>	軽微な修正
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1 方針策定の趣旨等</li> <li>&gt; (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用</li> <li>&gt; イ 今後の民間との連携に向けて必要な視点</li> <li>&gt; (イ) 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用</li> </ul>	<p>本市の公共施設等の整備や管理運営事業の実施においては、本市がめざす都市像の実現に向けた効率的・効果的な事業執行はもとより、資産マネジメントの視点から「<u>施設の長寿命化</u>」「<u>資産保有の最適化</u>」「<u>財産の有効活用</u>」の方針に基づいた取組が求められている。</p> <p>「<u>施設の長寿命化</u>」「<u>資産保有の最適化</u>」の観点から、公共施設を60年以上保有することを原則としつつ施設総量を適切に管理する必要がある中で、市民ニーズの多様化への対応や増大する都市インフラや公共施設の更新等に対応するためには、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大や、施設更新時における複合化による利便性の向上と財政負担の抑制等の取組を講じることが求められている。</p> <p>既存施設の多目的化については、特定の目的や対象者をもって他の目的等による利用を一律に制限するのではなく、様々な立場の多くの市民等に施設利用の機会を提供できるよう、これまでの使用目的、対象者等について再検討するとともに、他の市民ニーズ等を踏まえながら、施設全体を多目的に最大限活用するための施設が持つべき機能のあり方について検討を行う必要がある。また、今後の施設更新や大規模修繕の増大・集中により、すべての施設をこれまでと同様の規模・形態で更新していくことが非常に困難な状況にある中において、<u>施設の複合化による</u>共用部分の床面積を削減することによる維持管理コストの縮減や、<u>複合化に伴う</u>土地や建物の有効活用などにつなげるとともに、<u>施設の集約化による</u>市民の利便性の向上、利用者相互間の新たな交流の促進等にもつながるよう検討を行う必要がある。</p>	<p>本市の公共施設等の整備や管理運営事業の実施においては、本市がめざす都市像の実現に向けた効率的・効果的な事業執行はもとより、資産マネジメントの視点から「<u>資産保有の最適化</u>」「<u>施設の長寿命化</u>」「<u>財産の有効活用</u>」の方針に基づいた取組が求められている。</p> <p>「<u>資産保有の最適化</u>」「<u>施設の長寿命化</u>」の観点から、公共施設を60年以上保有することを原則としつつ施設<u>保有</u>総量を適切に管理する必要がある中で、市民ニーズの多様化への対応や増大する都市インフラや公共施設の更新等に対応するためには、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大や、施設更新時における<u>複合化等</u>による利便性の向上と財政負担の抑制等の取組を講じることが求められている。</p> <p>既存施設の多目的化については、特定の目的や対象者をもって他の目的等による利用を一律に制限するのではなく、様々な立場の多くの市民等に施設利用の機会を提供できるよう、これまでの使用目的、対象者等について再検討するとともに、他の市民ニーズ等を踏まえながら、施設全体を多目的に最大限活用するための施設が持つべき機能のあり方について検討を行う必要がある。また、<u>施設の複合化等について</u>は、今後の施設更新や大規模修繕の増大・集中により、すべての施設をこれまでと同様の規模・形態で更新していくことが非常に困難な状況にある中において、共用部分の床面積削減等による維持管理コストの縮減や、<u>余剰となつた</u>土地や建物の有効活用などにつなげるとともに、市民の利便性の向上、利用者相互間の新たな交流の促進等にもつながるよう検討を行う必要がある。</p>	時点修正（「資産マネジメント第3期実施方針（令和4年3月策定）」関係）
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1 方針策定の趣旨等</li> <li>&gt; (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用</li> <li>&gt; イ 今後の民間との連携に向けて必要な視点</li> <li>&gt; (イ) 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用</li> <li>&gt; 図表 6 今後の民間との連携に向けて必要な視点</li> </ul>	<p>«視点②» 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用</p> <p>民間ならではの発想・アイデアにより既存施設の多目的化や複合化を図り、市民サービスの向上と財政負担の抑制を実現する</p>	<p>«視点②» 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用</p> <p>民間ならではの発想・アイデアにより既存施設の多目的化や複合化等を図り、市民サービスの向上と財政負担の抑制を実現する</p>	時点修正（「資産マネジメント第3期実施方針（令和4年3月策定）」関係）
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1 方針策定の趣旨等</li> <li>&gt; (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用</li> <li>&gt; ウ 法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進</li> </ul>	<p>〈コラム〉 <u>昨今</u>の国等の動向</p>	<p>〈コラム〉 <u>これまで</u>の国等の動向</p>	軽微な修正

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
11	> 1 方針策定の趣旨等 > (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用 > ウ 法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進 > <コラム> 昨今の国等の動向	-	<p>令和4年12月改正</p> <p>PFI事業の対象となる公共施設等の拡大 ・PFI事業の対象となる公共施設等の定義にスポーツ施設及び集会施設を追記</p> <p>公共施設等運営事業に関する実施方針の変更手続の創設 ・事業期間中の事情変更等を踏まえた、施設の改修工事が柔軟に実施できるよう、実施方針で定めた公共施設等運営事業に係る施設の規模や配置の変更が可能となる変更手続きを創設</p>	時点修正（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（令和4年12月改正）」関係）
12	> 1 方針策定の趣旨等 > (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用 > ウ 法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進 > <コラム> 昨今の国等の動向	-	<p>■港湾法の改正</p> <p>令和4年12月に港湾法が改正され、官民連携によりみなどの賑わい空間を創出するための制度として、港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益の一部を還元して緑地等のリニューアルや維持管理を行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付け(概ね30年以内)を可能とする港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）。以下「みなと緑地PPP」という。）が新たに設けられた。P-PFIと同様の効果が見込める港湾緑地の整備・管理手法である。</p>	時点修正（「港湾法（令和4年12月改正）」関係）
12	> 1 方針策定の趣旨等 > (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用 > ウ 法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進 > <コラム> 昨今の国等の動向	-	<p>■スマールコンセッション等の地域経済社会にメリットをもたらす「ローカルPFI」の普及</p> <p>スマールコンセッションとは、地方公共団体が所有・取得する身近で小規模な遊休不動産（空き公共施設等）について、民間の創意工夫を最大限に生かした事業運営（コンセッションをはじめとしたPPP/PFI事業）により、官民連携で地域課題の解決やエリア価値向上につなげる取組の総称である。※事業規模10億円未満程度</p> <p>ローカルPFIとは、地域の実情や事業の特性に応じ、地域企業の参画・取り扱い・雇用機会創出や地域産材の活用、地域人材の育成など、地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向するPPP/PFIの考え方である。</p>	時点修正（内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」関係）
12	> 1 方針策定の趣旨等 > (1.2) 本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用 > ウ 法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進 > <コラム> 昨今の国等の動向	-	<p>■ウォーターPPPの普及</p> <p>ウォーターPPPとは、人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足等、現下の社会課題の解決に向け、公共施設等運営事業（コンセッション事業）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式である。</p>	時点修正（内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」関係）

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
16	<p>&gt; 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方</p> <p>&gt; （2.4）民間活用の対象範囲</p> <p>&gt; 図表 12 民間活用を図る上での事業分野の分類</p>	<p>③公有財産利活用事業</p> <p>■未利用の公有財産利活用事業</p> <p>未利用の土地・建物のうち、現時点で当面、本市による利用予定がないものを対象に、周辺地域のまちづくり、地域課題解決、市の歳入確保等を目的に一定の条件を付して賃貸借や売却を図る事業</p> <p>（民間活用の適用例）</p> <p>定期借地権方式等による地域交流スペースを併設した商業施設の整備、<a href="#">使用許可や占用許可による民間駐車場整備</a></p> <p>■供用中の公有財産利活用事業</p> <p>供用中のあらゆる公有財産を対象に命名権 や役権 を有償により認め歳入に充てる事業</p> <p>（民間活用の適用例）</p> <p>遊休スペース（広報紙・WEBページ・庁舎内等）に広告枠を設け掲載料の一部を歳入に充てる事業、ネーミングライツ、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電</p>	<p>③公有財産利活用事業</p> <p>■未利用の公有財産利活用事業</p> <p>未利用の土地・建物のうち、現時点で当面、本市による利用予定がないものを対象に、周辺地域のまちづくり、地域課題解決、市の歳入確保等を目的に一定の条件を付して賃貸借や売却を図る事業</p> <p>（民間活用の適用例）</p> <p>定期借地権方式等による地域交流スペースを併設した商業施設の整備</p> <p>■供用中の公有財産利活用事業</p> <p>供用中のあらゆる公有財産を対象に命名権 や役権 を有償により認め歳入に充てる事業や、<a href="#">公共施設の余剰等の活用事業</a></p> <p>（民間活用の適用例）</p> <p>遊休スペース（広報紙・WEBページ・庁舎内等）に広告枠を設け掲載料の一部を歳入に充てる事業、ネーミングライツ、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電、<a href="#">使用許可や占用許可、行政財産の貸付等による民間駐車場整備</a></p>	軽微な修正
18	<p>&gt; 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方</p> <p>&gt; （2.5）民間活用の効果</p> <p>&gt; ア 一般的な民間活用の効果</p> <p>&gt; （ウ）事業リスクの低減</p>	<p>民間活用による公共サービス提供においては、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という原則がある。民間活用事業においては、従来、行政が抱ってきた様々なリスクの多くを、民間と適切に分担・管理することにより、事業全体でのリスクを低減させ、効率的な事業の実施が可能となる場合がある。</p>	<p>民間活用による公共サービス提供においては、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という原則がある。民間活用事業においては、従来、行政が抱ってきた様々なリスクの多くを、民間と適切に分担・管理することにより、事業全体でのリスクを低減させ、効率的な事業の実施が可能となる場合がある。</p> <p>なお、急激で著しく、かつ通常予測不能な物価変動による建設費の変動等は負担が大きいことから、社会状況変化や国の示す考え方、市民サービスに与える影響などに留意しつつ、通常の範囲内のインフレ・デフレについては民間事業者のリスクとし、一方、通常の範囲を超える物価変動については、市と民間事業者とで、事業手法や性質に応じて適切にリスクを分担することで、事業継続が可能になると考えられる。</p>	内閣府「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（令和6年6月3日改正）」も踏まえ、リスクの考え方を補足するため。
22	<p>&gt; 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方</p> <p>&gt; （2.8）民間活用の推進体制</p> <p>&gt; ア 各取組の体系化（しくみの構築）</p> <p>&gt; 図表 14 各取組の体系化（概念図）</p>	<p>※図表14内</p> <p>「行財政改革第2期プログラム」</p> <p>「資産マネジメント第2期取組期間の実施方針」</p>	<p>※図表14内</p> <p>「行財政改革プログラム」</p> <p>「資産マネジメント実施方針」</p>	軽微な修正
23	<p>&gt; 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方</p> <p>&gt; （2.8）民間活用の推進体制</p> <p>&gt; イ 民間活用に向けての府内体制</p> <p>&gt; （ア）府内関係部局</p>	<p>■制度所管課</p> <p>民間活用に向けたしくみづくりと、そのしくみに基づく民間活用の推進に係る総合調整・支援を行う。</p> <p>具体的には、民間活用の推進に向けた事業所管課への助言等の支援を行うほか、個別事業への民間活用に関する府内意思決定機関の主催・運営、客観的な立場から取組を評価する附属機関の運営、その他民間活用推進に向けた取組を実施する。</p>	<p>■制度所管課</p> <p>民間活用に向けたしくみづくりと、そのしくみに基づく民間活用の推進に係る総合調整・支援を行う。</p> <p>具体的には、民間活用の推進に向けた事業所管課への助言等の支援を行うほか、個別事業への民間活用に関する府内意思決定機関の主催・運営、客観的な立場から取組を評価する附属機関の運営支援、その他民間活用推進に向けた取組を実施する。</p>	軽微な修正
23	<p>&gt; 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方</p> <p>&gt; （2.8）民間活用の推進体制</p> <p>&gt; イ 民間活用に向けての府内体制</p> <p>&gt; （イ）府内意思決定・調整機関</p>	<p>■公有地総合調整会議</p> <p>(略)</p>	<p>■公有地等総合調整会議</p> <p>(略)</p>	時点修正（「川崎市公有地等総合調整会議規程（令和5年4月改正）」関係）

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
23	> 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方 > （2.8）民間活用の推進体制 > イ 民間活用に向けての府内体制 > （ウ）附属機関	■川崎市民間活用推進委員会 公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。 民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項として、必要に応じて、個別の民間活用案件（「民間活用の導入検討」、「民間活用案件の事業者選定の評価」、「民間活用案件のモニタリング・レビュー」、「民間活用案件の総括（効果検証・課題把握）」）についての調査審議を実施する。	■川崎市民間活用推進委員会 公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。 民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項として、必要に応じて、個別の民間活用案件（「民間活用の導入検討」、「民間活用案件の事業者選定の評価」、「民間活用案件のモニタリング・レビュー」、「民間活用案件の総括等（効果検証・課題把握）」）についての調査審議を実施する。	軽微な修正
24	> 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方 > （2.8）民間活用の推進体制 > イ 民間活用に向けての府内体制 > （ウ）附属機関	■民間活用事業者選定評価委員会（各局区本部） 各局区本部が所管する民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間事業者の選定及び評価に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。 民間事業者の選定・評価やモニタリング・総括（効果検証・課題把握）については、各局区本部の民間活用事業者選定評価委員会で調査審議を行う。	■民間活用事業者選定評価委員会（各局区本部） 各局区本部が所管する民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間事業者の選定及び評価に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。 民間事業者の選定・評価やモニタリング・総括等（効果検証・課題把握）については、各局区本部の民間活用事業者選定評価委員会で調査審議を行う。	軽微な修正
24	> 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方 > （2.8）民間活用の推進体制 > イ 民間活用に向けての府内体制 > （ウ）附属機関	■ <u>指定管理者</u> 選定評価委員会（各局区） 各局区が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。 <u>指定管理者</u> の選定・評価やモニタリング・総括（効果検証・課題把握）については、各局区の <u>指定管理者</u> 選定評価委員会で調査審議を行う。	■ <u>民間活用事業者</u> 選定評価委員会（各局区本部） 各局区本部が所管する <u>民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。 <u>民間事業者</u> の選定・評価やモニタリング・総括等（効果検証・課題把握）については、各局区本部の <u>民間活用事業者</u> 選定評価委員会で調査審議を行う。	時点修正（「川崎市附属機関設置条例（令和4年4月改正）」関係）
24	> 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方 > （2.8）民間活用の推進体制 > イ 民間活用に向けての府内体制 > （ウ）附属機関	-	■公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 P-PFIに係る設置等予定者を選定するための評価の基準及び選定に関して調査審議することを目的に設置した附属機関である。	時点修正（「川崎市都市公園条例（令和3年4月改正）」関係）
26	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > （3.1）優先的検討プロセスによる検討 > ア 優先的検討の対象事業 > （イ）公有財産利活用事業	公有財産利活用事業については、100m <sup>2</sup> 以上かつ当面本市による利用予定がない未利用財産（土地または建物）を対象に、優先的検討対象財産として決定し、優先的検討の対象とする。	公有財産利活用事業については、原則100m <sup>2</sup> 以上かつ当面本市による利用予定がない未利用財産（土地または建物）を対象に、優先的検討対象財産として決定し、優先的検討の対象とする。	軽微な修正
26	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > （3.1）優先的検討プロセスによる検討 > イ 個別検討の対象事業 > （ア）施設整備・管理運営事業（ハード事業）	道路、河川、橋りょう、港湾整備等、一般的な建築物の整備とは異なる手続・検討が必要な事業や、簡易な維持補修や營修繕、施設の部分的な改修や増築等、施設整備計画等の策定を伴わない <u>簡易な</u> 事業については、個別検討事業とする。	道路、河川、橋りょう、港湾整備等、一般的な建築物の整備とは異なる手續・検討が必要な事業や、簡易な維持補修や營修繕、施設の部分的な改修や増築等、施設整備計画等の策定を伴わない事業については、個別検討事業とする。	軽微な修正
26	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > （3.1）優先的検討プロセスによる検討 > イ 個別検討の対象事業 > （イ）公有財産利活用事業	100m <sup>2</sup> 未満の未利用の公有財産（近い将来、本市による利用予定があるものを含む）及び供用中の公有財産の利活用事業については、個別検討事業とする。	100m <sup>2</sup> 未満の未利用の公有財産（近い将来、本市による利用予定があるものを含む）、 <u>主たる用途地域が住居系の土地利用計画等の策定を伴わない公有財産</u> 、供用中の公有財産 <u>及び接道がない等の単独利用困難な公有財産</u> の利活用事業については、個別検討事業とする。	民間活用が困難な財産を優先的検討から除くことで、効率的に検討を行うため。
27	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > （3.1）優先的検討プロセスによる検討 > ウ 個別検討事業の考え方	(略) なお、個別検討事業は、各事業所管課が個別に検討を進めるものであるが、本市の政策決定を伴う事業 <u>である場合は</u> 、優先的検討プロセスに準ずることが望ましい。 (略)	(略) なお、個別検討事業は、各事業所管課が個別に検討を進めるものであるが、本市の政策決定を伴う事業 <u>やポテンシャルが確認できた場合の未利用財産の活用は</u> 、優先的検討プロセスに準ずることが望ましい。 (略)	優先的検討対象財産を一定限定期定する一方、ポテンシャルを有するものは優先的検討に準じた対応とする必要があるため。

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
27	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.1) 優先的検討プロセスによる検討 > I 優先的検討プロセス > 表 16 優先的検討プロセスによる検討の流れ	-	※図表16内 <a href="#">「公有財産利活用検討リスト」</a>	未利用財産のボテンシャルを確認する仕組みの構築のため。
28	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.1) 優先的検討プロセスによる検討 > I 優先的検討プロセス > 図表 17 各ステップでの検討内容	STEP0 事業発案 施設の新設・建替・大規模改修等の必要が生じた場合、当該施設の状況のみならず、事業を検討している土地や施設周辺の状況（地域課題・地域ニーズ（地元住民等の意向）、利用者ニーズ・既存施設等の機能など）を把握した上で、地域課題の解決や施設の多目的化・複合化の方向性（最適化案）を含めた事業の方向性を検討する。  検討にあたっては、PPPプラットフォームなどを活用して、施設や地域課題等の状況について民間へ情報発信・情報共有し、対話をを行うことで、民間のアイデアやノウハウを踏まえた事業の方向性の整理を行う。	STEP0 事業発案 施設の新設・建替・大規模改修等の必要が生じた場合、当該施設の状況のみならず、事業を検討している土地や施設周辺の状況（地域課題・地域ニーズ（地元住民等の意向）、利用者ニーズ・既存施設等の機能など）を把握した上で、地域課題の解決や施設の多目的化・複合化の方向性（最適化案）を含めた事業の方向性を検討する。 <a href="#">なお、当面本市による利用予定がない未利用財産の活用の検討の場合は、この段階で公有財産利活用検討リスト（詳細は「(3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針」参照）として概要等を公表し、民間へ意見・提案を求める。</a>  検討にあたっては、PPPプラットフォームなどを活用して、施設や地域課題等の状況について民間へ情報発信・情報共有し、対話をを行うことで、民間のアイデアやノウハウを踏まえた事業の方向性の整理を行う。 <a href="#">なお、民間との対話を実施する場合は、ロングリスト（詳細は「(3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針」参照）として事業概要等の公表を行う。</a>	未利用財産のボテンシャルを確認する仕組みの構築のため。
28	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.1) 優先的検討プロセスによる検討 > I 優先的検討プロセス > 図表 17 各ステップでの検討内容	STEP1 民間活用の可能性検討の開始 地域課題の解決や機能の多目的化・複合化の方向性（最適化案）を含めた事業の方向性を踏まえ、民間との対話により幅広く民間活用手法の可能性を探る。 この段階で、ロングリスト（詳細は「(3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針」参照）として事業概要等の公表を行う。	STEP1 民間活用の可能性検討の開始 地域課題の解決や機能の多目的化・複合化の方向性（最適化案）を含めた事業の方向性を踏まえ、民間との対話により幅広く民間活用手法の可能性を探る。 この段階で、ロングリスト として事業概要等の公表を行う。	軽微な修正
29	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.1) 優先的検討プロセスによる検討 > I 優先的検討プロセス	施設整備・管理運営事業（ハード事業）及び公有財産利活用事業ともに、STEP 1 からSTEP 3 は事業所管課が主体となり制度所管課との協議を踏まえ検討を実施し、施設整備・管理運営事業（ハード事業）においては、STEP 4 は必要に応じて専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより検討する。 当該プロセスによる検討が実効性のあるものとするため、各ステップの事業所管課評価が妥当であるか、次の段階に検討を進めるか否か、民間活用の導入が適切であるかの判断は、府内検討組織である民間活用調整委員会（施設整備・管理運営事業（ハード事業）を担当）、公有地総合調整会議（公有財産利活用事業を担当）において確認する。	施設整備・管理運営事業（ハード事業）及び公有財産利活用事業ともに、STEP 1 からSTEP 3 は事業所管課が主体となり制度所管課との協議を踏まえ検討を実施し、施設整備・管理運営事業（ハード事業）においては、STEP 4 は必要に応じて専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより検討する。 当該プロセスによる検討が実効性のあるものとするため、各ステップの事業所管課評価が妥当であるか、次の段階に検討を進めるか否か、民間活用の導入が適切であるかの判断は、府内検討組織である民間活用調整委員会（施設整備・管理運営事業（ハード事業）を担当）、公有地等総合調整会議（公有財産利活用事業を担当）等において確認する。	軽微な修正
29	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.2) 優先的検討プロセスにおける第三者評価に関する基本的な方針 > I 学識経験者等第三者への意見聴取を行う段階 > 図表 18 第三者への意見聴取を行う段階と内容	-	段階：中間的な検証段階 内容（例）：中間評価（事業としての評価、手法としての評価） 聴取：原則実施	軽微な修正

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
30	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > ア 基本的な方針	民間活用を進めるには、将来的に民間活用を図る可能性のある事業を早い段階から民間に周知し、民間側に参画に向けての検討・準備を促すことが有効である。 この有効性に着目し、本市では、優先的検討の対象となる施設整備・管理運営事業（ハード事業）及び公有財産利活用事業について、府内による優先的検討の進捗に合わせ、次項に示すリストを作成・公表するとともに、プラットフォームやサウンディング調査を活用した情報発信を行う。	民間活用を進めるには、将来的に民間活用を図る可能性のある事業を早い段階から民間に周知し、民間側に参画に向けての検討・準備を促すことが有効である。 この有効性に着目し、本市では、優先的検討の対象となる施設整備・管理運営事業（ハード事業）及び公有財産利活用事業について、府内による優先的検討の進捗等に合わせ、次項に示すリストを作成・公表するとともに、プラットフォームやサウンディング調査等を活用した情報発信を行う。	軽微な修正
30	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > イ 公有財産利活用検討リストの作成と公表	-	当面本市による利用予定がない未利用財産について、具体的な活用方針が決定していない段階で、一定の情報を公開することによって、民間からアイデアや創意工夫に基づく提案が行われることを期待し、それらの事業概要を「公有財産利活用検討リスト」として作成・公表する。 (ア) 公有財産利活用検討リストの内容 ● 所管課、担当者、連絡先 ● 財産情報（種類、面積、立地等） ● 未利用期間 ● その他  (イ) 公有財産利活用検討の公表時期 年度当初又は未利用財産の検討・確認状況にあわせて適時公表を行う。	未利用財産のポテンシャルを確認する仕組みの構築のため。
30	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > ウ ロングリストの作成と公表	1 ロングリストの作成と公表	ウ ロングリストの作成と公表	軽微な修正
31	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > エ ショートリストの作成と公表	エ ショートリストの作成と公表	エ ショートリストの作成と公表	軽微な修正
31	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > エ ショートリストの作成と公表	民間活用による事業化の方向性が決定し、当該年度に最適な事業手法の検討調査やアドバイザー等の業務委託費用が予算計上される事業について、事業の実行段階に向けた民間との対話の機会を増やすことを期待し、それらの事業概要を「ショートリスト」として作成・公表する。 また、ロングリストに掲載した事業のうち、優先的検討プロセスの過程において、民間活用の効果が限定的であるなど、民間活用のさらなる検討を行わないと判断した事業についても、その理由を掲載する。 <u>なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第15条第1項の規定に基づく「公共施設等の管理者等による実施方針の見通し」の公表についても、ショートリストにおいて掲載を行う。</u>	民間活用による事業化の方向性が決定し、当該年度に最適な事業手法の検討調査やアドバイザー等の業務委託費用が予算計上される事業について、事業の実行段階に向けた民間との対話の機会を増やすことを期待し、それらの事業概要を「ショートリスト」として作成・公表する。 また、ロングリストに掲載した事業のうち、優先的検討プロセスの過程において、民間活用の効果が限定的であるなど、民間活用のさらなる検討を行わないと判断した事業についても、その理由を掲載する。	軽微な修正
32	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > オ 発注リストの作成と公表	エ 発注リストの作成と公表	オ 発注リストの作成と公表	軽微な修正

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
32	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > カ プラットフォームやサウンディング調査等の活用	オ プラットフォームやサウンディング調査等の活用	カ プラットフォームやサウンディング調査等の活用	軽微な修正
32	> 3 優先的検討に関する基本的な方針 > (3.3) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針 > カ プラットフォームやサウンディング調査等の活用	より多くの民間の事業参画や提案が行われることを期待し、民間活用検討の初期段階からプラットフォームやサウンディング調査を活用し、民間へ地域課題や事業の方向性等を周知し、対話を実施するものとする。	より多くの民間の事業参画や提案が行われることを期待し、民間活用検討の初期段階からプラットフォームやサウンディング調査、メールニュース等を活用して、民間へ地域課題や事業の方向性等を周知し、対話等により意見や提案募集を実施するものとする。	軽微な修正
34	> 4 地域経済活性化に向けた基本的な方針 > (4.2) 市内事業者参画促進等に向けた取組の方向性 > ア 効果的な情報発信／基礎知識の習得／多様な事業者とのJV組成の環境整備 > (イ) 基礎知識の習得	「川崎市PPPプラットフォーム」において、有識者や民間活用事業参画経験者による講演会、民間活用事業のしきみや先進事例などを題材として扱うセミナー等を開催することで、民間活用事業に関する、知識・ノウハウの習得を促す。 なお、プラットフォームは参加する対象者の範囲が広いため、扱う題材によっては市内事業者に必ずしも有用な情報発信とはならない可能性がある。また、PPPを推進する観点からは、市内事業者のみならず本市職員の基礎知識の習得も必要となる。その観点から、市内事業者及び本市職員向けの勉強会も並行して開催する。	「川崎市PPPプラットフォーム」において、有識者や民間活用事業参画経験者による講演会、民間活用事業のしきみや先進事例などを題材として扱うセミナー等を開催することで、民間活用事業に関する、知識・ノウハウの習得を促す。 なお、プラットフォームは参加する対象者の範囲が広いため、扱う題材によっては市内事業者に必ずしも有用な情報発信とはならない可能性がある。また、PPPを推進する観点からは、市内事業者のみならず本市職員の基礎知識の習得も必要となる。その観点から、市内事業者へは、知識・ノウハウの習得状況や個別のニーズに応じた題材をテーマにするなどして勉強会を開催する。本市職員へは、基礎から応用まで対応した研修会も並行して開催する。	市内事業者の更なる参画に向けて、市内事業者の知識・ノウハウの習得状況や個別のニーズに応じた題材をテーマにするなど、より細やかな支援を推進する必要があるため。
34	> 4 地域経済活性化に向けた基本的な方針 > (4.2) 市内事業者参画促進等に向けた取組の方向性 > ア 効果的な情報発信／基礎知識の習得／多様な事業者とのJV組成の環境整備 > (ウ) 多様な事業者とのJV組成の環境整備	「川崎市PPPプラットフォーム」には産官学金の様々な対象者の参加が想定される。そこで、プラットフォームの場を活用して、市内事業者同士、あるいは市内事業者と市外事業者との交流の促進を図る。 具体的には、グループ毎に討論するワークショップ、名刺交換会の開催等により、多様な事業者との交流が生まれる機会を創出する。	「川崎市PPPプラットフォーム」には産官学金の様々な対象者の参加が想定される。そこで、プラットフォームの場を活用して、市内事業者同士、あるいは市内事業者と市外事業者との交流の促進を図る。 具体的には、グループ毎に討論するワークショップ、セミナー後の名刺交換会、対話参加者情報の共有等により、多様な事業者との交流が生まれる機会を創出する。	軽微な修正
44	> 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方にに関する基本的な方針 > (5.2) 民間提案制度の進め方 > キ 事業者選定における取扱い	キ 提案採用後の事業者選定における取扱い フリー型の提案について提案を採用した場合に係る事業者の取扱いについては、採用提案の内容の独自性・先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、採用提案の内容が、サービス提供に対する本市の対価支払いを必要としない場合の他、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合であって、提案に妥当性があり提案者の知的財産を活用する必要がある場合などについては、採用提案の提案者と本市が協働して提案内容を実施するものとする。 (略)	キ 事業者選定における取扱い フリー型の提案については、採用提案の内容の独自性・先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、採用提案の内容が、サービス提供に対する本市の対価支払いを必要としない場合の他、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合であって、提案に妥当性があり提案者の知的財産を活用する必要がある場合などについては、提案者と本市が協働して提案内容を実施するものとする。 (略)	軽微な修正
45	> 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方にに関する基本的な方針 > (5.2) 民間提案制度の進め方 > キ 事業者選定における取扱い > 図表 34 地方自治法施行令第167条の2第1項	【本市の適用事例】(「随意契約ガイドライン」(川崎市財政局資産管理部契約課、平成31年4月))	【本市の適用事例】(「随意契約ガイドライン」(川崎市財政局資産管理部契約課、令和5年4月))	時点修正（改正等の日付のみ）

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
48	<p>&gt; 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (5.4) 民間との対話の対象と実施方法</p> <p>&gt; イ 事業発案及び民間活用検討段階での対話の実施方法</p> <p>&gt; (ア) 川崎市PPPプラットフォームを活用した対話</p>	<p>■ プラットフォームを活用した対話の特性 プラットフォームを活用した対話は、大勢の参加者が一同に会する公開型の<b>プラットフォームの枠組みのなかで</b>、本市の民間活用予定案件に係る情報発信や対話が実施可能などから、個別対象事業ごとに実施するサウンディング調査による対話（後述）に比較し取り組み易いという特性を有する。</p> <p>■ プラットフォームを活用した対話の実施方法 <u>プラットフォームを活用した対話は、以下のプロセスを踏まえ実施する。</u></p> <p><u>図表38 川崎市PPPプラットフォームを活用した対話のプロセス</u></p>	<p>■ プラットフォームを活用した対話の特性 プラットフォームを活用した対話は、大勢の参加者が一同に会する公開型の<b>対話も可能であるため</b>、本市の民間活用予定案件に係る情報発信や対話が実施可能なことから、個別対象事業ごとに実施するサウンディング調査による対話（後述）に比較し取り組み易いという特性を有する。</p>	軽微な修正
48	<p>&gt; 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (5.4) 民間との対話の対象と実施方法</p> <p>&gt; イ 事業発案及び民間活用検討段階での対話の実施方法</p> <p>&gt; (イ) サウンディング調査による対話</p>	<p>■ サウンディング調査による対話の特性 サウンディング調査による対話は、事業所管課と民間との個別対話であり、閉鎖型対話が基本となる。 そのため、事業所管課による事業方針や民間活用に係る検討が比較的進んだ事業<b>を対話の対象とし</b>、当該検討案にアイデアやノウハウのある民間の具体的な意見を取り入れていくことで、民間活用の効果を高めていくことが可能となる。また、民間にとっても、対話を通じ本市の期待や周辺地域の課題を共有でき、実際の公募の際に、市側の要求水準を満たすより良い提案を行うことができる可能性がある。 一方、サウンディング調査による対話は、対話対象案件ごとに個別に実施する必要があり、民間側が提案書等の準備を要することがある。</p> <p>■ サウンディング調査による対話の実施方法 <u>サウンディング調査による対話は、以下のプロセスを踏まえ実施する。</u></p> <p><u>図表39 サウンディング調査による対話のプロセス</u></p>	<p>■ サウンディング調査による対話の特性 サウンディング調査による対話は、事業所管課と民間との個別対話であり、閉鎖型対話が基本となる。 そのため、事業所管課による事業方針や民間活用に係る検討が比較的進んだ事業<b>が対象となりやすく</b>、当該検討案にアイデアやノウハウのある民間の具体的な意見を取り入れていくことで、民間活用の効果を高めていくことが可能となる。また、民間にとっても、対話を通じ本市の期待や周辺地域の課題を共有でき、実際の公募の際に、市側の要求水準を満たすより良い提案を行なうことができる可能性がある。 一方、サウンディング調査による対話は、対話対象案件ごとに個別に実施する必要があり、民間側が提案書等の準備を要することがある。</p>	軽微な修正
48	<p>&gt; 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (5.4) 民間との対話の対象と実施方法</p> <p>&gt; イ 事業発案及び民間活用検討段階での対話の実施方法</p> <p>&gt; (ウ) プラットフォームを活用した対話とサウンディング調査のプロセス・特性等の比較</p>	-	<p>■ 各対話の実施手法の特性の比較 特性に応じて適切な対話の実施手法を選択する。</p> <p><u>図表 38 プラットフォームを活用した対話とサウンディング調査のプロセスの概要</u></p> <p>■ 各対話の各実施手法のプロセス 各実施手法は、以下のプロセスを踏まえ実施する。</p> <p><u>図表 39 プラットフォームを活用した対話とサウンディング調査の特性の比較</u></p>	軽微な修正
49	<p>&gt; 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (5.4) 民間との対話の対象と実施方法</p> <p>&gt; イ 事業発案及び民間活用検討段階での対話の実施方法</p> <p>&gt; (工) 事業発案及び民間活用検討段階での対話の主な項目</p>	(ウ) 事業発案及び民間活用検討段階での対話の主な項目	(工) 事業発案及び民間活用検討段階での対話の主な項目	軽微な修正

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
51	> 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針 > (5.4) 民間との対話の対象と実施方法 > イ 民間との対話実施時の留意事項 > (ア) 事業発案及び民間活用検討段階における留意事項	P P P プラットフォームやサウンディング調査にあたっては、参加事業者を公募することを基本とし、特定の事業者や特定の団体への情報発信・情報提供とならないように留意する。また、対話における質問への回答にあたっては、知的財産を害さない <u>限度</u> で、全ての参加者に平等に情報提供することとする。  なお、事業の性質等を踏まえ、非公募により対話を実施する場合においても、公表可能な情報の範囲内で対話を実施することが必要であり、検討期間等において特定の事業者に有利な状況とならないように留意する。	P P P プラットフォームやサウンディング調査にあたっては、参加事業者を公募することを基本とし、特定の事業者や特定の団体への情報発信・情報提供とならないように留意する。また、対話における質問への回答にあたっては、知的財産を害さない <u>範囲</u> で、全ての参加者に平等に情報提供することとする。  なお、事業の性質等を踏まえ、非公募により対話を実施する場合においても、公表可能な情報の範囲内で対話を実施することが必要であり、検討期間等において特定の事業者に有利な状況とならないように留意する。  <u>さらに、事業発案及び民間活用検討段階における対話の内容は、知的財産を害さない範囲で公表する。</u>	軽微な修正
51	> 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針 > (5.4) 民間との対話の対象と実施方法 > イ 民間との対話実施時の留意事項 > (イ) 事業者選定段階における留意事項	事業者選定段階における対話や質問回答の内容については、知的財産を害するおそれがある場合を除き、公表する。	事業者選定段階における対話や質問回答の内容については、競争性や知的財産を害するおそれがある場合を除き、公表する。	軽微な修正
53	> 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針 > (6.1) モニタリング等の目的と対象 > ア 本市におけるモニタリング等の目的 > 注記9	「モニタリングに関するガイドライン」(平成 <u>15</u> 年 <u>6</u> 月／内閣府民間資金等活用事業推進委員会)	「モニタリングに関するガイドライン」(平成 <u>30</u> 年 <u>10</u> 月／内閣府民間資金等活用事業推進委員会)	時点修正（改正等の日付のみ）
55	> 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針 > (6.2) サービスの質・安全性（継続性）確保のためのモニタリング等のあり方 > イ モニタリング等の手法 > (ア) モニタリング・評価における民間と本市の役割	民間によるサービス提供については、民間が自ら提供するサービス水準の維持・確保や履行状況の評価・整理を行い、本市がその結果を定期的に確認することで、民間より提供されるサービスの履行状況を確認（モニタリング）し、その水準が所期の目的等を満たしているか否かを評価する。  <u>また、モニタリングの結果に対する評価に係る解釈等が本市と民間で異なる事態が生じる場合も想定されることから、必要に応じ、本市と民間による協議の場を設定し、事業実施期間中においても、より良いサービス提供に向けた必要な改善を行うこととする。</u>	民間によるサービス提供については、民間が自ら提供するサービス水準の維持・確保や履行状況の評価・整理を行い、本市がその結果を定期的に確認することで、民間より提供されるサービスの履行状況を確認（モニタリング）し、その水準が所期の目的等を満たしているか否かを評価する。  <u>また、本市は、必要に応じて実地における事実行為の確認も行いながら、事務ミスや法令違反その他重大事象等の防止に努めるとともに、専門性の高い施設の運営事業に対するモニタリング体制の強化に向けた専門職との連携強化や人材育成を実施するなど、確実なサービス履行と水準を確保する。</u>  <u>さらに、モニタリングの結果に対する評価に係る解釈等が本市と民間で異なる事態が生じる場合も想定されることから、必要に応じ、本市と民間による協議の場を設定し、事業実施期間中においても、より良いサービス提供に向けた必要な改善を行うこととする。</u>	民間によるサービス提供における事務ミスや法令違反その他重大事象が発生するとともに、一部の専門性の高い施設のモニタリングにおいて専門職との連携が十分ではない事例があることを踏まえ、事務ミスや重大事象等の防止、専門性の高い分野の事業に対するモニタリング体制の強化に向けた専門職との連携強化や人材育成を実施する必要があるため。
55	> 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針 > (6.2) サービスの質・安全性（継続性）確保のためのモニタリング等のあり方 > イ モニタリング等の手法 > (ウ) 評価におけるサービスの履行と対価支払いの連動 > 図表 47 民間活用の連携体制	-	-	軽微な修正

本編 ページ	項目	修正前	修正後	理由
57	<p>&gt; 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (6.5) 事業終了時の総括と次期事業の手法検討のあり方</p> <p>&gt; イ 効果検証等の方法</p> <p>&gt; 図表 48 第三者から意見聴取すべき対象案件</p>	<p>事業分野：施設整備・管理運営事業（ハード事業）</p> <p>対象案件：施設整備及び管理運営を伴う事業のうち、<u>事業期間</u>が5年以上の事業</p>	<p>事業分野：施設整備・管理運営事業（ハード事業）</p> <p>対象案件：施設整備及び管理運営を伴う事業のうち、<u>管理運営期間</u>が5年以上の事業</p>	ハード事業の施設整備と管理運営を一括発注する事業については、評価期間の始点を明確にする必要があるため。
58	<p>&gt; 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (6.5) 事業終了時の総括と次期事業の手法検討のあり方</p> <p>&gt; イ 効果検証等の方法</p>	<p>(略)</p> <p>学識経験者等第三者からの意見聴取は、川崎市民間活用推進委員会や<u>指定管理者選定評価委員会、川崎市公共事業評価審査委員会など既存の附属機関における調査審議を通じて実施することを基本とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>学識経験者等第三者からの意見聴取は、川崎市民間活用推進委員会や<u>民間活用事業者選定評価委員会、川崎市公共事業評価審査委員会など既存の附属機関における調査審議を通じて実施することを基本とする。</u></p> <p>(略)</p>	時点修正（「川崎市附属機関設置条例（令和4年4月改正）」関係）
59	<p>&gt; 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針</p> <p>&gt; (6.5) 事業終了時の総括と次期事業の手法検討のあり方</p> <p>&gt; エ 事業終了に向けての総括のタイミング</p> <p>&gt; (イ) 施設整備・管理運営事業（ハード事業）／公有財産利活用事業</p>	<p>施設整備・改修を伴う事業の場合、以下の作業工程例を参考に検討を開始する（事業内容や総合計画の策定状況等を踏まえ、必要に応じて検討期間を変更する）ものとする。</p> <p>なお、PFI事業など、事業期間が長期にわたるもの（<u>事業期間</u>が概ね10年以上の事業）については、5年程度毎に中間的な検証を行うものとする。</p>	<p>施設整備・改修を伴う事業の場合、以下の作業工程例を参考に検討を開始する（事業内容や総合計画の策定状況等を踏まえ、必要に応じて検討期間を変更する）ものとする。</p> <p>なお、PFI事業など、事業期間が長期にわたるもの（<u>管理運営期間</u>が概ね10年以上の事業）については、5年程度毎（<u>公有財産利活用事業は5年～10年程度毎</u>）に中間的な検証を行うものとする。</p>	<p>ハード事業の施設整備と管理運営を一括発注する事業については、評価期間の始点を明確にする必要があるため。</p> <p>公有財産利活用事業については、手法が貸付又は売却による民間の事業となり、市が関与できる範囲が限定的であることを踏まえ、効率的に評価を行うため。</p>
61	<p>&gt; 7 取組の全体像</p> <p>&gt; 図表 52 本市の民間活用推進に向けた取組の全体像</p>			軽微な修正